

# 財産譲与契約書



契約者

譲与人

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

上記代表者

徳島市長 内藤 佐和子



譲受人

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

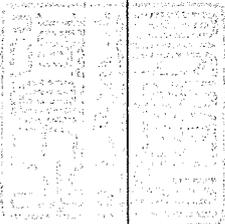
上記代表者

徳島県知事 飯泉 嘉門



譲与物件

所在地	地目	地積(実測)
徳島市徳島町城内1番20	宅地	2,395.73㎡
徳島市徳島町城内1番39	雑種地	111.87㎡
徳島市徳島町城内1番40	公衆用道路	176.26㎡
徳島市徳島町城内1番41	雑種地	525.29㎡



令和4年7月7日

譲与人（以下「甲」という。）と譲受人（以下「乙」という。）とは、令和3年3月26日に締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき、新ホール整備事業を円滑に推進するため、次の条項により市有財産の譲与契約を締結する。

（譲与物件）

第1条 甲は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年徳島市条例第15号）第3条第1号の規定に基づき、その所有する表紙記載の土地（以下「譲与物件」という。）を乙に譲り与え、乙は、これを譲り受ける。

2 乙は、譲与物件の旧徳島市立文化センターの地下構造物及び廃止済みの下水道管、ガス管、通信ケーブルが存在することを了承したうえで、譲与を受けるものとする。

（譲与物件の登記）

第2条 譲与物件の所有権移転登記は、乙が自ら行うものとし、甲は譲与物件の所有権が乙に移転した後に、所有権移転登記承諾書を乙に交付する。

（所有権の移転）

第3条 譲与物件の所有権は、本契約締結の日に乙に移転するものとする。

（譲与物件の引渡し）

第4条 甲は、前条の規定により譲与物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（用途指定）

第5条 乙は、譲与物件を譲与申請書に記載する用途に自ら供しなければならない。

（履行義務の完了）

第6条 本契約に定める義務の履行については、乙が譲与物件を前条に規定する用途に供したことを、「県市協調新ホール整備に関する基本協定」に基づき整備する新ホール本体施設（外構や敷地内駐車場を含む）の乙による竣工検査により、竣工承認した時をもって、義務の履行が完了されたものとする。この場合において、乙は竣工承認した時は、そのことを甲に通知しなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときはその損害を賠償するものとする。

（乙の原状回復義務）

第8条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに譲与物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲が譲与物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、譲与物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより譲与物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

第10条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第12条 本契約に関する訴えの管轄は、徳島市役所所在地を管轄区域とする徳島地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。